自治会施設賠償責任保険のご案内

自治会（被保険者）が所有又は管理する防犯灯、防犯カメラ、掲示板に起因する事故について、自治会（被保険者）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われます。

➢**保険契約者**　堺市自治連合協議会

➢**被保険者**　校区自治連合会、単位自治会（連合会未加入自治会を含む）

➢**補償対象物**　自治会（被保険者）が所有又は管理する防犯灯（※1）・防犯カメラ（※2）・掲示板（※3）

※1 公衆街路灯Ａ

※2 録画機能を有し、不特定多数の人が往来する道路等の公共空間を中心に撮影する防犯を目的とする屋外カメラ

※3 公共的な目的で設置されている屋外掲示板。概ね(縦)2.2m×(横)2m以内を対象

➢**保険料**　自己負担はありません（堺市が全額負担）

➢**申込締切日**　**校区自治連合会加入自治会（校区自治連合会・単位自治会）：４月30日（火）必着**

※校区自治連合会を通じて配布している「自治会施設賠償責任保険への加入依頼について」を校区でとりまとめのうえ、各区自治連合協議会事務局（区役所自治推進課内）までご提出ください。

校区自治連合会未加入単位自治会：５月２４日（金）必着

※別添の「自治会施設賠償責任保険への加入依頼について」と「会則」「役員名簿」等を各区自治連合協議会事務局（区役所自治推進課内）までご提出ください。

※お申し込みいただいた団体に対し、堺市自治連合協議会や堺市からイベント等のご案内を送付させていただく場合がありますので、ご了承ください。

➢**支払限度額**　１事故につき対人・対物共通２億円（免責設定なし）

※法律上の損害賠償金（治療費、入院・通院費、慰謝料等）のほか、訴訟費用等が支払い対象になります。

※適用除外項目があります。

➢**保険会社**　募集期間終了後に、事務局において契約先を決定します。

➢**保険期間**　令和６年７月（予定）から１年間

※各区自治連合協議会事務局（区役所自治推進課内）まで、「自治会施設賠償責任保険への加入依頼について」をご提出ください。また、連合未加入の自治会が申し込む場合は、会則、役員名簿等の資料が別途必要になります。

※お申し込みいただいた団体に対し、堺市自治連合協議会や堺市からイベント等のご案内を送付させていただく場合がありますので、ご了承ください。

➢**保険金が支払われない主な場合（適用除外）**

●被保険者の故意又は重過失によって生じた賠償責任

●戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうに起因する賠償責任

●地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償

●当該自治会が所有又は管理する防犯灯、防犯カメラ、掲示板の設置又は修理等の事故に起因する賠償

＜お問い合わせ先＞

〇各区自治連合協議会事務局（各区役所自治推進課内）

（堺区）TEL228-7082　（中区）TEL270-8154　（東区）TEL287-8122　（西区）TEL275-1902

（南区）TEL290-1803　（北区）TEL258-6779　（美原区）TEL363-9312

〇堺市自治連合協議会事務局 TEL228-7405（市民協働課内）